相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市山手町三三九七番地、最後の住所長崎県長崎市矢の平三丁目六番六号
被相続人　亡　岡本　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月一日
長崎市上町六番二七号戸田久嗣法律事務所
相続財産管理人　後藤　大輔

無縁墳墓等改葬公告

法輪寺墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

一、墳墓等の名称　法輪寺全墓所（日間山霊園を除く墓所）
一、墳墓等所在地　岡山県倉敷市羽島二四、二五、二七ノ一、二八ノ二、二九、三〇番地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　日間山法輪寺役員会代表役員　田中　良全

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年十二月一日

一、墳墓等所在地　香川県仲多度郡まんのう町羽間一八七八番地
一、墳墓等の名称　権田原墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　香川県仲多度郡まんのう町羽間一八七四番地　墓地管理組合長　千葉　義則

無縁墳墓等改葬公告

本堂改修工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年十二月一日

一、墳墓等所在地　福岡県北九州市小倉北区三萩野二丁目八番二三号
一、墳墓等の名称　西蓮寺お骨一時預かり
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　佐々木好孝、松田、中山貞一、加藤美智子、松本秋義、岡崎モト、小林シズエ、小林晋二、長谷イノ、津村シズエ、松岡フミカ、石井キン子、新野チカ、佐藤金太郎、柴田又一、田中、日浦勝、山田ミツエ、米田あさ子、清水忠、日浦サダエ、吉井、徳丸、藤田浅香、山田東光、松本秋則、渡部本一、松浦幸吉、山田嘉七、山田信夫、山田紋、貞松院真華、大隈、船本常次郎、小島キミ、大久保久直、沓脱ウメ、進コウ、進、浅野、内徳、永岩弘子、岡山佐次郎、津村善四郎、津村キクノ、中村菊太郎、中村ヨネ、山中八重子、川津ヤス、高山、矢野敏雄、矢野ヨシエ、村上俊治、古本明、岡山光子、山口、永岩忠志、永岩行儀、林シゲノ、大場崇臣、藤崎カル、竹林美智子、常雪政勝、吉田ウタ、西原和一、須子、大村益次郎、高津、高津、牛島ツル、中江トメ、熊谷右万太、高橋沙代子、大野、井上翼、澤田一、楠知津子、神田熊次郎、隆法童子、小林晋二、三谷寿雄、深田寿平治、横川保彦、岡田元次郎、川内春子、加藤忠夫、藤本はるの、白石、山下亀子、山本幸男、池田チエ子、赤松久美子、小渕勝巳、松本キサエ、池田、中村、佐伯、久保、橋本、久本、八百、山田美智子、大澤、山本マサエ、岩崎、岩崎、安部、早川信行、後藤松之助、内海、田中清介、吉田シズ、吉田家代々、西尾孝子、越田佐吉、前畑、白石ヤス、飯島茂、飯島勝、鈴木カツ、明石一雄、三輪、吉岡、木原裕之
一、改葬を行おうとする者　福岡県北九州市小倉北区三萩野二丁目八番二三号　宗教法人西蓮寺
住職　黒田　幸裕

無縁墳墓等改葬公告

宅地造成工事のために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年十二月一日

一、墳墓等所在地　沖縄県那覇市長田二丁目七四―一
一、墳墓等の名称　不詳
一、死亡者の本籍及び氏名　牧志村上原小以下不詳、城間以下不詳、その他不詳七柱
一、改葬を行おうとする者　沖縄県那覇市牧志二丁目一八番七号　共伸産業ビル二階　株式会社琉球アクト　代表取締役　平良　誠

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者
(一)　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業
(二)　登録番号　東京都知事登録旅行業第二―三二八一号
(三)　商号　グランシャリオツアーズ株式会社
(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　グランシャリオツアーズ株式会社　東京都足立区保塚町一四番一号　代表取締役　中井　徹治
(五)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都足立区保塚町一四番一号
(六)　旅行業登録年月日　平成五年七月六日
二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十三年十一月十四日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。
三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。
四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。
(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。
(二)　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十三年十二月一日
東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

平成二十三年度後期研究助成公募のお知らせ

本財団は、MEを利用した医療技術に関する研究助成を行っております。
本年度後期の募集は左記のとおりです。
平成二十三年十二月一日

公益財団法人福田記念医療技術振興財団
理事長　杉本　恒明

記

一、公募事業
①国際交流助成
(1)研究留学　一件百万円を限度に　二件
(2)国際会議出席　一件三拾万円を限度に　二件
(3)海外からの研究者招聘　一件百万円を限度に　二件
②論文表彰（副賞五拾万円）　二件

二、応募締切日（当日消印有効）
平成二十三年十二月三十一日
（注）国際交流助成は出発が平成二十四年三月一日から同年六月三十日までの期間の募集です。

三、お問合せ先
〒113―8570東京都文京区湯島二丁目三一番二〇号フクダ電子㈱春木町ビル内
公益財団法人福田記念医療技術振興財団
TEL（〇三）五六八四―〇二八八
FAX（〇三）五六八四―〇二八八